

奈良県子ども読書活動推進会議設置要綱（改正版）

（設置）

第1条 「奈良県子ども読書活動推進計画」に基づき、県、市町村、学校、関係機関、民間団体等の連携により奈良県内の子どもの読書活動を推進するため、奈良県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもが読書に親しむための機会の提供の推進
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備と充実
- (3) 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備

（組織）

第3条 推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 県くらし創造部次長
- (2) 県くらし創造部青少年・社会活動推進課長
- (3) 県立図書情報館副館長
- (4) 県教育委員会事務局学校教育課長
- (5) 県教育委員会事務局人権・地域教育課長
- (6) 奈良県図書館協会公共図書館部会代表
- (7) 奈良県学校図書館協議会代表
- (8) 奈良県高等学校図書館研究会代表
- (9) 奈良県都市教育長協議会代表
- (10) 奈良県町村教育長会代表
- (11) 民間団体ボランティア代表
- (12) 学識経験者

（委員）

第4条 委員は、知事が委嘱又は任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた年度の末日までとする。

（議長）

第6条 推進会議に議長を置く。

- 2 議長は、県くらし創造部次長をもって充てる。

（職務の代行）

第7条 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

（開催）

第8条 推進会議は、議長が必要と認めたときに招集し、開催する。

- 2 会議に係る旅費等（交通費実費）は、別途支給する。

（専門部会）

第9条 推進会議は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、推進会議の委員の一部をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、県くらし創造部次長をもって充てる。
- 5 専門部会に属すべき委員は、部会長が指名する。
- 6 専門部会は、平成21年11月24日付け文部科学大臣決定による「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）表彰要項」に基づき、被表彰候補学校、図書館及び団体（個人）を選考する。

(事務)

第10条 推進会議に関する事務は、県くらし創造部青少年・社会活動推進課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月28日から施行する。
- 2 「奈良県子ども読書活動推進会議設置要項」(平成15年8月6日施行)は、廃止する。
- 3 「子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)推薦選考委員会」設置要綱(平成14年3月5日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。